

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本航空キャビンクルーユニオンから、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 29 年 6 月 16 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（別記の都道府県）

3 要求事項

解雇事件の解決等

平成 29 年 6 月 5 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

北海道	青森県	秋田県
千葉県	東京都	石川県
愛知県	大阪府	兵庫県
島根県	岡山県	広島県
山口県	徳島県	香川県
愛媛県	高知県	福岡県
長崎県	熊本県	大分県

宮 崎 県

鹿 児 島 県

沖 縄 県